

配布期間

令和5年2月13日（月）

令和5年2月24日（金）

高速デジタル印刷機賃貸借契約に係る入札説明書

（内訳）

入札説明書

別紙1 仕様書

別紙2 競争入札参加資格登録の申請について

別紙3 機能等証明書等の提出について

別紙4 契約書（案）

別紙5 入札保証金説明書

別紙6 入札書及び委任状

別紙7 質問書

問い合わせ先

沖縄県総務部総務私学課

文書法規班 崎山

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2

電話番号 098-866-2074

高速デジタル印刷機賃貸借契約仕様書

- 1 件 名 高速デジタル印刷機賃貸借契約
- 2 数 量 高速デジタル印刷機 1 台一式
- 3 契約期間 令和 5 年（2023年） 4 月 1 日から令和10年（2028年） 3 月31日まで
- 4 1 か月間の高速複写機複写枚数実績
令和 3 年度は 4 0, 4 1 4 枚
令和 4 年度は 3 1, 8 5 1 枚
この枚数実績は、令和 3 年度、令和 4 年度の実績の月平均値であり、複写枚数を保証するものではない。
- 5 複写機の機能
 - (1) 機械の最大設置寸法（大きさ）は、幅4,500mm×奥行1,000mm以下であること。
 - (2) コピー、プリント、スキャン機能を有し、自動両面複写機能を備えていること。
 - (3) 複写サイズはA 3、A 4、B 4 であること。
 - (4) 連続複写速度はA 4 横で毎分110ページ以上であること。
 - (5) 書き込み解像度は、2,400×2,400dpi 以上であること。
 - (6) A 4 用紙で250枚以上積載可能な自動両面原稿送り装置を備えており、1 パス両面読み込み可能でスキャン時毎分片面136ページ、両面270ページ/分の白黒/カラー読み取りが可能なこと。
 - (7) 色紙、印刷用紙等の挿入機能を 1 段以上備えていること。
 - (8) 最大給紙枚数は8,000枚以上であること。
 - (9) A 4 用紙で3,000枚以上積載可能なフィニッシャーを備え、A 4 用紙で最大100枚までの片側 1 箇所及び 2 箇所綴じができるホチキス留め機能を備えていること。
 - (10) A 4 用紙で5,000枚平積み可能なスタッカーを備えること。
 - (11) 既存印刷編集システム（FreeFlow MakeReady Ver9.0）上で実施された、ノンブル、表紙、合紙、色紙挿入、面付け（ブックレット、二連、四連）等の加工イメージが直接出力可能であること。
 - (12) 複写機からスキャンされた電子データを既存印刷システム（FreeFlow MakeReady Ver9.0）に取り込み、編集・調整が可能かつ、既存の高速デジタル印刷機 2 台からも直接出力が可能なこと。
 - (13) プリント JOB をプリンターもしくは付属のサーバーに一旦保留して、オペレーター指示により出力する機能を有すること。また、出力後保持されているプリント JOB の再出力が可能なこと。
 - (14) ステープル針を自動でカットする機能を備えていること。

6 仕様等の確認

仕様の確認を必要とするので、応札機器のカタログ等仕様を確認できる書類を提出すること。なお、提出の際、仕様と合致する機能の箇所を蛍光ペンでチェックすること。

提出期限は令和5年2月24日（金）午後5時までとする。

提出先 沖縄県総務部総務私学課文書法規班

電話 098-866-2074

7 導入に関する諸条件

- (1) 設備導入機器一式について、契約終了後の設備撤収費用を含めること。
- (2) 導入機器の保守サービス拠点が沖縄県内にあること。
- (3) 設置及び運用に必要な、LAN ケーブル、電源ケーブルを含めること。
- (4) 物件の搬入・設置・調整、既存システムとの相互運用のための環境設定に係る費用を、本契約の賃貸借料金に含めること。

8 設置場所

沖縄県総務部総務私学課印刷室（沖縄県庁地下1階）に、上記の複写機一式を搬入・設置し、使用できる状態で引き渡すこと。

9 その他

落札決定後の複写機保守等について、以下のことが行えるメーカー系保守事業所があること。

なお、今回の調達に機器の保守管理は含まない。

- (1) 定期保守を月1回以上実施できること。
- (2) 障害・故障が発生した場合は、通報等による認知後、概ね1時間以内に修理に着手すること。ただし、業者の営業時間外に生じた障害・故障については、この限りでない。
- (3) 正常な状態で使用できるように維持管理を行うこと。
- (4) 県の職員の要請に応じて、その都度、設置機器の適切な操作指導を行えること。
- (5) 必要に応じて、既存システムを含む全てのバージョンアップ等を行えること。
ただし、バージョンアップを実施するに当たり、全システムとの互換性は維持・確保すること。
- (6) 定期保守も含め、保守作業を行った場合は、業者の保守点検様式により結果を報告すること。
- (7) 保守に当たる技術員は、複写サービス提供装置のメーカーの者又はその提供装置のメーカー研修を終了したメーカー系販売店の者であること。

一般競争入札参加資格登録の申請について

- 1 件名 高速デジタル印刷機賃貸借契約
- 2 提出期限 令和5年2月24日（金）午後5時
- 3 提出場所 沖縄県庁6階総務私学課文書法規班
- 4 提出書類
 - (1) 一般競争入札参加資格登録申請書（様式2-1）
 - (2) 法人にあっては、登記事項証明書（原本）
 - (3) 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書（原本）
 - (4) 直近の貸借対照表及び損益計算書
 - (5) 法人事業税及び法人県民税についての納税証明書（原本）（直近3年分）
 - (6) 事務用機器類の賃貸借の契約に関する営業実績を証する書類（直近2事業年度以内のもの）

※ (2)、(3)及び(5)については、提出の日以前の3か月以内に発行されたものを提出してください。

※ (6)については、できるだけ、国又は地方公共団体との契約に係る書類を提出してください。

 - (7) 誓約書（様式2-2）

一般競争入札参加資格登録申請書

令和5年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 郵便番号
住所又は所在地
名称又は商号
代表者職氏名 印
電話番号

沖縄県総務部総務私学課が実施する高速デジタル印刷機賃貸借契約に係る一般競争入札に参加したいので、別紙書類を添付の上、競争入札参加資格者の登録を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

記

1 営業年数

創業年月日	年 月 日
営業年数	年

2 資本金

資本金	(千円)
-----	------

誓約書

沖縄県知事 殿

住 所

法 人 名

代表者名

印

沖縄県総務部総務私学課が実施する総務私学課印刷室に設置する高速デジタル印刷機の賃貸借に係る一般競争入札への参加申請を行うにあたり、下記のことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- 2 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- 3 沖縄県暴力団排除条例第2条（平成23年条例第35号）第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- 4 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- 5 加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入し、保険料の滞納がないこと。
- 6 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- 7 労働関連法令を遵守していること。※注

※注

誓約事項 7 関係

主な労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (5) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (6) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）
- (7) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (8) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (9) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）
- (10) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）
- (13) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (14) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

機能等証明書の提出について

1 提出書類

納入しようとする機器が仕様書に示す各項目を満たすことを確認するため、次の資料を提出してください。

- (1) 様式 3-1
- (2) 高速デジタル印刷機機能等証明書（様式 3-2）
- (3) 添付資料（製品仕様書、カタログ等）
- (4) 複写サービス業務に係る保守体制（様式 3-3）

2 高速デジタル印刷機機能等証明書（様式 3-2）の記入方法

- (1) 回答欄に、仕様を満たしている場合は「○」、満たしていない場合は「×」を記入すること。
- (2) 特記事項等欄には、必要に応じて補足説明等を記入すること。なお、スペースが不足する場合は、別紙により説明書を添付すること。
- (3) 資料番号欄には、各項目の内容を確認できるカタログ等の一連番号を記入すること。
- (4) 添付資料は、内容の確認を行う上で必要な箇所をマーカー等で丸囲みするなど、目立つようにすること。
- (5) 添付資料は、A4版とし、資料番号のインデックスを付して、紙ファイル等に綴じて提出すること。
- (6) 提出する様式、カタログ等は、日本語で作成されたものに限る。なお、日本語以外の資料については日本語訳を添付すること。

3 複写サービス業務に係る保守体制（様式 3-3）

仕様書「9 その他」で示す保守条件について記入してください。

4 提出期限

1 の書類の提出期限は、令和 5 年 2 月 24 日（金）午後 5 時までです。

提出された書類について不備が認められたときは、受付をしない場合がありますので、余裕を持って提出してください。

5 提出場所

沖縄県総務部総務私学課文書法規班

沖縄県知事 殿

申請者 郵便番号
住所又は所在地
名称又は商号
代表者職氏名
電話番号

印

高速デジタル印刷機賃貸借契約に係る入札に関し、下記のとおり仕様書を満たすことを証明します。

なお、機能等証明書に示した以外の項目であっても、仕様書のすべての事項を満たすことを証明します。

記

1 納入しようとする機器

機 種 名 等	型 式	数 量	備 考

2 納入しようとする機器の機能

別添高速デジタル印刷機機能等証明書のとおり

3 複写サービス業務に係る保守体制

別添のとおり

高速デジタル印刷機機能証明書

機器名：

	仕 様	回答	特記事項等	資料 No.
(1)	機械の最大設置寸法（大きさ）は、幅4,500mm×奥行1,000mm以下であること。			
(2)	コピー、プリント、スキャン機能を有し、自動両面複写機能を備えていること。			
(3)	複写サイズはA 3、A 4、B 4であること。			
(4)	連続複写速度はA 4横で毎分110ページ以上であること。			
(5)	書き込み解像度は、2,400×2,400dpi 以上であること。			
(6)	A 4用紙で250枚以上積載可能な自動両面原稿送り装置を備えており、1パス両面読み込み可能でスキャン時毎分片面136ページ、両面270ページ/分の白黒/カラー読み取りが可能なこと。			
(7)	色紙、印刷用紙等の挿入機能を1段以上備えていること。			
(8)	最大給紙枚数は8,000枚以上であること。			
(9)	A 4用紙で3,000枚以上積載可能なフィニッシャーを備え、A 4用紙で最大100枚までの片側1箇所及び2箇所綴じができるホチキス留め機能を備えていること。			
(10)	A 4用紙で5,000枚平積み可能なスタッカーを備えること。			
(11)	既存印刷編集システム（FreeFlow MakeReady Ver9.0）上で実施された、ノンブル、表紙、合紙、色紙挿入、面付け（ブックレット、二連、四連）等の加工イメージが直接出力可能であること。			
(12)	複写機からスキャンされた電子データを既存印刷システム（FreeFlow MakeReady Ver9.0）に取り込み、編集・調整が可能かつ、既存の高速デジタル印刷機2台からも直接出力が可能なこと。			
(13)	プリント JOB をプリンターもしくは付属のサーバーに一旦保留して、オペレーター指示により出力する機能を有すること。また、出力後保持されているプリント JOB の再出力が可能なこと。			
(14)	ステープル針を自動でカットする機能を備えていること。			

様式 3 - 3

複写サービス業務に係る保守体制等

1 沖縄県内にある保守の拠点

名 称	所 在 地	電話番号

2 従業員数及び保守体制

技術職員		事務職員	その他	保守体制
3年以上	3年未満			
				<input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> メーカー直結 <input type="checkbox"/> 代理店 <input type="checkbox"/> 販売店 <input type="checkbox"/> その他 ()
人	人	人	人	

3 その他

(1) 職員の研修状況等について

--

(2) 故障時の対応（受付から技術員派遣までの流れ）について

--

(3) 消耗品（トナーカートリッジ、ドラムカートリッジ、ステープルワイヤー、バインダーテープ等）の供給等の拠点について

--

契 約 書 (案)

賃貸借契約書

沖縄県知事 玉城 康裕 (以下「甲」という。) と ○○○○ ○○○○ (以下「乙」という。) との間に、高速デジタル印刷機 (○○○ (機種名)) 1台及び付属機器一式 (以下「物件」という。) の賃貸借に関し、次の条項により契約を締結する。

(目的)

第1条 乙は、この契約に定める条項に従い乙の所有物である物件を甲の使用に供するものとし、甲はその給付の対価として乙にその代金を支払うものとする。

(契約保証金)

第2条 この契約の保証金は、○○○円 (又は免除) とする。

(契約期間)

第3条 この契約の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(契約対象物件)

第4条 この契約の対象とする物件は、別表のとおりとする。

(物件の設置)

第5条 物件の設置場所は沖縄県総務部総務私学課印刷室とする。

2 甲は、物件の設置場所の変更又は現状の変更を行うときは、事前に乙に通知するものとし、その費用は甲が別に負担するものとする。

(賃貸借料)

第6条 賃貸借契約額は、○○○○円とする。うち取引に係る消費税額及び地方消費税額○○○円とする。

(注) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

(賃貸借料の支払)

第7条 賃貸借料の請求は1か月ごととし、毎月の請求額は、○○○円とする。

2 乙は、毎月初めに、前月分の賃貸借料金を請求するものとする。

3 甲は、前項の規定により適法な請求書を受領した日から30日以内に当該金額を支払うものとする。

(遅延利息)

第8条 乙は、甲が前条第3項の期間内に支払いをしなかったとき、その翌日から起算して遅延日数1日につき、沖縄県財務規則 (昭和47年沖縄県規則第12号) 第109条第1項に定める率で計算した遅延利息を甲に請求することができる。

2 前項により計算した遅延利息が100円未満であるとき、又は遅延利息の金額100円未満の端数については切り捨てるものとする。

3 天災その他やむを得ない理由による場合は、遅延日数に算入しないものとする。

(物件の使用管理)

第9条 甲は、善良なる管理者の注意をもって物件を管理するものとする。

2 乙は、甲の故意又は重大な過失により物件に損傷を与えたときは、甲に対してその賠償を請求することができる。

3 甲は、事前に書面により乙の承認を得た場合を除き物件を譲渡し、又は転貸してはならない。

(保守)

第10条 物件の保守及び操作方法の指導については、当該物件の販売主又はその指定業者に行わせるものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(長期継続契約)

第12条 本契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、甲は、当該契約を解除することができるものとする。

(物件の返還)

第13条 本契約が、期間満了、契約解除等により終了したときは、甲は直ちに物件を乙に返還するものとする。ただし、物件の撤去に関する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第14条 この契約の定めのない事項、又はこの契約の履行について疑義が生じた場合は、甲乙協議して決定するものとする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 玉城 康裕

乙

別 表

契約対象機器

	項 目	数 量
1		
2		

入札保証金について

1 入札保証金の額

入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上とします。入札保証金の額が足りなかった場合、その入札は無効となります。

また、入札書の提出までに、入札保証金免除の証明書の提出又は納入済みであることを証する書類を提示しなければなりません。

2 入札保証金の還付

入札保証金は、入札終了後に還付します。

ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の全額又は一部に充当します。

3 入札保証金の免除

次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部が免除されます。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を令和5年3月7日(火)午前9時までに提出した場合
- (2) 国(公社、公団及び独立行政法人を含む。以下「国」という。)又は沖縄県若しくは沖縄県外の地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約をすべて誠実に履行したことを証明する書面(様式5-1)を令和5年3月7日(火)午前9時までに提出した場合。

4 現金による納付

納付方法	(1) 様式5-2の債務者登録申請書に必要事項を記入し、令和5年2月24日(金)までに、総務私学課に提出する。 (2) 債務者登録申請書に基づいて納付書を発行するので、下記納付場所において納付する。 (3) 入札保証金の納付を確認するため、令和5年3月7日(火)午前9時までに、領収書を総務私学課に提示すること。
納付場所	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 沖縄県労働金庫 農業協同組合(沖縄県内) 商工組合中央金庫那覇支店 指定されたみずほ銀行
納付期間	納付書を交付した時から令和5年3月7日(火)午前9時まで

還付方法	<p>(1) 入札終了後に様式5-3の入札保証金還付請求書に必要事項を記入し、総務私学課に提出する。</p> <p>(2) 入札保証金還付請求書の提出から約20日後に、入札保証金還付請求書に記載された口座に振り込む（落札者を除く。）。</p>
------	---

6 入札保証金に代わる担保（事前に契約担当者に相談すること。）

入札保証金は、現金による納付のほか、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

(1) 国債及び地方債

担保の価値 額面金額又は登録金額

(2) 政府の保証する証券

担保の価値 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価値）の8割に相当する額

(3) 銀行又は契約担当者が確実に認める機関が振り出し、又は支払保証をした小切手

担保の価値 小切手金額

(4) 銀行又は契約担当者が確実に認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書きをした手形

担保の価値 手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後にあるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）

(5) 郵便為替証書及び定期預金債権

担保の価値 当該債権証書に記載された債権金額（定期預金債権にあつては、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行の承諾を証する確定日付のある書面を提出すること。）

(6) 契約担当者が確実に認める社債又は金融機関の保証

7 その他

上記の各種手続に関する受付時間は、特に指定されていない限り、午前9時から午後5時までとします。

証 明 書

(会社名)

(代表者職氏名)

印

下記のとおり発注したことを証明願います。

発注年月日	業 務 名	契約金額

上記の業務について契約を締結し、すべて誠実に履行したことを証明します。

令和 5 年 月 日

国・地方公共団体名

代表者名

印

証明書作成に当たっての留意事項

- 1 業務名については、今回入札する業務と同種であることが確認できるようにすること。
- 2 同規模の契約であることが確認できるように、契約金額を必ず記入すること。
- 3 発注者については、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体に限ること。
- 4 2件以上の契約についての証明を提出すること。

入札保証金還付請求書

- 1 件名 高速デジタル印刷機賃貸借契約
- 2 請求金額
- 3 還付の事由 入札を終了したため

上記のとおり入札保証金の還付を請求します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者名

印

沖縄県知事 殿

(口座振込先)
金融機関名
預金種類
口座番号
口座名義

入 札 書 及 び 委 任 状

- 1 代理人による入札を行う場合は、本人の委任状を持参すること。
- 2 入札参加者は、入札書を入札の場所に直接持参すること。
- 3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札書（工事を除く）

入札金額				
入札の目的	下記物品の借入れ			
納入の場所	沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁地下1階総務私学課印刷室			
契約期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで			
納入の方法	仕様書に記載のとおり			
入札保証金額				
内 訳				
品名	数量	月額	年額	5年間の合計額
高速デジタル印刷機	一式			

上記の金額にその100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって入札したいので、呈示された仕様書、契約条項、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）及び御指示の事項を承知して入札いたします。

令和5年 月 日

入札者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

入札書（工事を除く）※記入例

入札金額 (5年間の合計額)				
入札の目的	下記物品の借入れ			
納入の場所	沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁地下1階総務私学課印刷室			
契約期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで			
納入の方法	仕様書に記載のとおり			
入札保証金額	納付金額を記入（免除）は「免除」と記入			
内 訳				
品名	数量	月額	年額	5年間の合計額
高速デジタル印刷機	一式			

上記の金額にその100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって入札したいので、呈示された仕様書、契約条項、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）及び御指示の事項を承知して入札いたします。

令和5年 3月 7日

入札日を記載

入札者

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

代理人が入札する場合
 代理人 氏名 印
 委任状で委任された者の氏名、印鑑と同一であること。

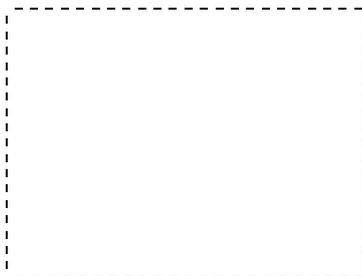
委任状

私は、
を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を委任いたします。

記

1 件 名 高速デジタル印刷機賃貸借契約

2 代理人使用印鑑



令和5年 月 日

委任者 住 所
商号又は名称
氏 名

印

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

※ 代理人が入札を行う場合に必要となります。

委任状

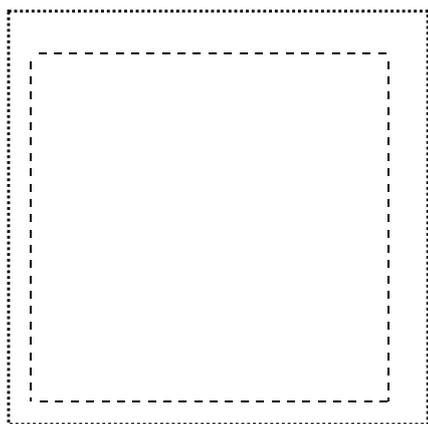
私は、を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を委任いたします。


入札を行う者の氏名

記

1 件 名 高速デジタル印刷機賃貸借契約

2 代理人使用印鑑



 入札書に使用する
代理人の印

令和5年 月 日


委任した日（入札公告
日より前の日付は無効）
となります！

委任者 住 所
商号又は名称
氏 名

印

沖縄県知事 玉城 康裕 殿


競争入札参加資格登録を行った者


代表者印

別紙 7

質 問 書

